

第1回林業特定技能協議会

開催日時：令和6年10月9日 11:00～11:30

場 所：オンライン (Microsoft Teams)

議 事 次 第

- 1 開会
- 2 林野庁あいさつ
- 3 議事
(1) 林業特定技能協議会の設置等について
- 4 その他
- 5 閉会

<配布資料>

- 資料1-1 林業特定技能協議会の設置等について
- 資料1-2 林業特定技能協議会組織運営要領 (案)
- 資料1-3 林業特定技能協議会構成員資格取扱要領 (特定技能所属機関) (案)
- 資料1-4 特定技能外国人労働安全の確保 (案)
- 参考資料 出席者名簿

林業特定技能協議会の設置等について

「林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和6年4月19日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省）において、農林水産省は、林業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「林業特定技能協議会」を組織し、当該協議会において、構成員間での情報共有や連携の緊密化を図るとともに、各種事項について協議を行うものとされている。

令和6年9月30日より林業分野における特定技能制度の運用が開始したことに伴い、当該協議会の運営要領及び特定技能所属機関の構成員資格の取扱要領並びに特定技能外国人の労働安全確保に関する事項について、協議し、協議会での決定を図るもの。

【林業特定技能協議会組織運営要領（案）】（資料1-2）

- 名称：林業特定技能協議会
- 設置：令和6年10月9日
- 目的：構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、林業分野の実情を踏まえた特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組について協議を行うこと
- 協議事項：①特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨及び優良事例の周知並びに法令遵守の啓発
②林業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
③構成員資格の確認 等
- 構成員：資料1-2別紙1のとおり
- 事務局：林野庁経営課
- 幹事会：協議会の円滑な運営に資するため幹事会を設置（構成員は資料1-2別紙2のとおり）
- 議事：非公開（会議資料及び議事要旨を公開）

【林業特定技能協議会構成員資格取扱要領（特定技能所属機関）（案）】（資料1-3）

- 特定技能所属機関が満たすべき基準として、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項の認定を受けている者又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者であることなどを規定
- 事務局は協議会構成員となっている者の氏名又は名称等を記載した構成員名簿を作成し、その概要を公表する 等

【特定技能外国人の労働安全の確保（案）】（資料1-4）

- 特定技能所属機関は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく安全な伐木方法及び緊急時の連絡体制等について、所属する特定技能外国人を指導及び教育する

林業特定技能協議会組織運営要領（案）

林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（令和 6 年 3 月 29 日閣議決定）等の規定を実施するため、林業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（目的）

第 1 条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、林業分野の実情を踏まえた特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、林業分野の実情を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨及び優良事例の周知並びに法令遵守の啓発
- 二 林業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- 三 構成員資格の確認
- 四 特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題その他の不正行為に対する横断的な再発防止
- 五 就業構造及び経済情勢の変化並びに外国人の受入れ及び人手不足の状況に関する情報の把握・分析
- 六 前号の分析を踏まえた大都市圏等への特定技能外国人の過度の集中回避に係る対応策の検討・調整（特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜き等の自粛要請等を含む。）
- 七 特定技能所属機関の倒産等により、特定技能所属機関又は登録支援機関が適合 1 号特定技能外国人支援計画を実施できない場合における特定技能外国人の転職に係る情報提供等の協力
- 八 その他特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組

（構成員等）

第 3 条 協議会の構成員は、別紙 1 のとおりとする。

（事務局）

第 4 条 協議会及び第 6 条に規定する幹事会及び第 7 条に規定する分科会の庶務は、林野庁において処理する。

- 2 前項の処理を行うに当たり、「林業技能測定試験」試験実施要領（令和6年10月農林水産省林野庁林政部経営課）に基づき林業技能測定試験の実施主体として林野庁が選定した機関に協力を依頼することができる。
- 3 事務局は、別に定める方法により、協議会の会員になろうとする者の資格を確認し、適当と認められる場合は協議会の構成員とするものとする。

（会議の招集）

- 第5条 林野庁は、構成員（特定技能所属機関を除く。次条第3項を除き、以下同じ。）を招集し、会議を開催する。
- 2 前項の場合において、林野庁は、構成員のうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。
 - 3 林業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体は、林業分野の特定技能所属機関を代表して、会議に出席する。
 - 4 構成員は、会議の議事に鑑みて当該構成員を代表する者を会議に出席させることを原則とするが、代理による出席も可能とする。
 - 5 林野庁は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に、会議への出席（オブザーバー含む。）及び資料の提出を求めることができる。
 - 6 林野庁は、必要があると認めるときは、議事の内容を記載した書面を構成員に送付（メール送信を含む。）し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。

（幹事会）

- 第6条 協議会の円滑な運営に資するため、別紙2の構成員により組織する幹事会を置く。
- 2 幹事会は、第2条に掲げる取組について協議又は情報共有を行うことができる。ただし、構成員資格の停止、取消しその他の協議会の構成員の権利義務に関する重要事項については、協議会において協議を調える。
 - 3 この条に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。

（分科会）

- 第7条 協議会は、第2条の協議事項のうち、特定の事項を処理するために、分科会を置くことができる。
- 2 分科会の構成員は、分科会において指定する。
 - 3 分科会の協議をもって、協議会の協議とすることができる。
 - 4 本条に定めるもののほか、分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、分科会において定める。

（議事の公開等）

- 第8条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨を原則として公表する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

(別紙 1)

< 林業特定技能協議会構成員 >

【分野所管省庁】

林野庁林政部経営課

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁政策課

警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官

外務省領事局外国人課

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

【林業分野の特定技能所属機関】

【特定技能所属機関を構成員とする団体】

林業技能向上センター

日本林業経営者協会

日本造林協会

全国素材生産業協同組合連合会

全国国有林造林生産業連絡協議会

全国山林種苗協同組合連合会

日本林業協会

全国森林組合連合会

全国燃料協会

(別紙2)

<幹事会構成員>

【分野所管省庁】

林野庁林政部経営課

【特定技能所属機関を構成員とする団体】

林業技能向上センター

日本造林協会

全国素材生産業協同組合連合会

全国山林種苗協同組合連合会

全国森林組合連合会

全国燃料協会

林業特定技能協議会構成員資格取扱要領
(特定技能所属機関) (案)

林業特定技能協議会(以下「協議会」という。)において、協議及び情報共有を適切に行い、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能所属機関に関する協議会の構成員の資格に関し次のように定める。

(構成員の資格)

第 1 条 次に掲げる基準に適合する特定技能所属機関は、特定技能協議会の構成員の資格を得ることができる。

- 一 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第五条第一項の認定を受けている者又は森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者であること(ただし、本条第二号に該当する場合を除く)。
- 二 特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させる場合は、当該特定技能外国人に対し、林業種苗育成又は製炭の作業に従事するに当たって必要となる労働安全確保のための措置を講じていること。
- 三 特定技能の在留資格に係る制度その他外国人に係る出入国又は労働に関する法令の規定を遵守していること。
- 四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じることとしていること。
- 五 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 六 登録支援機関に 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。
- 七 特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たり、構成員間で紛争が生じた場合にあっては、その解決のため、当事者間において誠実に協議を行うこと。

(構成員の資格確認)

第 2 条 構成員になろうとする特定技能所属機関は、協議会の事務局が定める方法により、事務局に資格を申請する。

- 2 事務局は、構成員になろうとする者が前条に規定する基準に適合していることを確認する。
- 3 事務局は、前条に規定する基準に適合している構成員に対する資格証明書の交付に関する事務を行う。
- 4 構成員は、特定技能外国人を受け入れなくなったときは、構成員の資格を失う。更に、その旨を事務局に速やかに報告しなければならない。

(資格の停止又は取消し)

第3条 前条に定めるほか、運営要領第2条第3号に規定する構成員資格の確認について、次のとおり行うものとする。

- 一 職権により、構成員の資格を確認する。
- 二 構成員が次に該当すると認められるときは、協議会の決議により、資格の停止、取消しその他の必要な処分を行う。
 - イ 第1条に規定する基準に適合しないとき
 - ロ 不正の手段により構成員の資格を得たとき
 - ハ 出入国、労働又は技能実習に関する法令に関し不正又は不当な行為をしたとき
 - ニ 協議会の運営を妨げ、又は信用を失わせると認められる行為をしたとき
 - ホ 林業における外国人受入れへの信用又は品位を貶める行為をしたとき
 - ヘ その他協議会の構成員として不適格であるとき

(構成員名簿の作成及び公表)

第4条 事務局は、協議会の構成員となっている者の氏名又は名称等を記載した構成員名簿を作成し、その概要を公表するものとする。

林業特定技能協議会決定第 3 号

令和●年●月●日

特定技能外国人の労働安全の確保（案）

林業特定技能協議会組織運営要領（令和●年●月●日林業特定技能協議会決定第 1 号。以下「運営要領」という。）第 2 条第 2 項の規定に基づき、特定技能外国人の労働安全の確保について、次のように定める。

第 1 条 林業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員となる林業分野の特定技能所属機関は、林業における労働災害の防止を図るため、次に掲げる取組について、特定技能外国人に対し指導及び教育を行う。

- 一 特定技能外国人にチェーンソーによる伐木に係る業務を行わせる場合、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく安全な伐木作業方法
- 二 緊急時の連絡体制
- 三 その他労働災害の防止を図るために必要と判断される事項

第 2 条 協議会は、前条各号及び労働関係法令に係る指導に関し、林業分野の特定技能所属機関を構成員とする協議会の構成員となる団体に、協力を求めることができる。

出席者名簿

【制度所管省庁】

- 法務省出入国在留管理庁政策課
法務専門官 村口 友美
- 警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官
課長補佐 笠畑 慎二
- 外務省領事局外国人課
課長補佐 堀井 水元
課長補佐 市川 恵一
- 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課 海外人材受入就労対策室
室長 南摩 一隆
係長 岡田 浩徳

【特定技能所属機関を構成員とする団体】

- 林業技能向上センター
専務理事 飛山 龍一
事務局長 大屋 雅彦
事務局 飯塚 淳
- 日本林業経営者協会
事務局 寺島 淳
- 日本造林協会
事務局長 立花 登
- 全国素材生産業協同組合連合会
- 全国国有林造林生産業連絡協議会
専務理事 矢野 彰宏
- 全国山林種苗協同組合連合会
専務理事 安樂 勝彦

- 日本林業協会
事務局長 肥後 賢輔
- 全国森林組合連合会
代表理事専務 富山 洋
- 全国燃料協会
専務理事 岩村 真平
事務局長 関山 大介

【分野所管省庁】

- 林野庁経営課 林業労働・経営対策室
課長 谷口 正範
室長 岡村 篤憲
課長補佐（林業人材育成班担当） 成瀬 昌弘
経営対策官 長谷川 渉
林業人材育成班 林業人材育成係 山崎 朱莉